

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第15号）（総合企画局市民協働政策推進室）

京都市大学のまち交流センターの講義室，演習室及び講習室を大学の授業のために使用する際に，その準備及び後片付けに係る講時と講時の間の時間を，現行の10分間（5講時と6講時の間は，70分間）から20分間に変更することにより，授業時間を確実に90分間確保するため，次のとおり供用時間を変更することとしました。

区分	変更前	変更後
1 講時	午前9時から午前10時30分まで	現行どおり
2 講時	午前10時40分から午後0時10分まで	午前10時50分から午後0時20分まで
3 講時	午後0時20分から午後1時50分まで	午後0時40分から午後2時10分まで
4 講時	午後2時から午後3時30分まで	午後2時30分から午後4時まで
5 講時	午後3時40分から午後5時10分まで	午後4時20分から午後5時50分まで
6 講時	午後6時20分から午後7時50分まで	午後6時10分から午後7時40分まで
7 講時	午後8時から午後9時30分まで	現行どおり

この条例は，平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 15 号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

別表備考2中「午前10時40分から午後0時10分まで」を「午前10時50分から午後0時20分まで」に、「午後0時20分から午後1時50分まで」を「午後0時40分から午後2時10分まで」に、「午後2時から午後3時30分まで」を「午後2時30分から午後4時まで」に、「午後3時40分から午後5時10分まで」を「午後4時20分から午後5時50分まで」に、「午後6時20分から午後7時50分まで」を「午後6時10分から午後7時40分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(総合企画局市民協働政策推進室)